

## 2025 年度

### 公文書の公開、個人情報の開示等及び審議会等の会議の公開に関する運用状況

- 1 法務課では、公文書の公開請求・個人情報の開示請求等を受付けています。

|              | 公文書の公開                                       | 個人情報の開示等       |
|--------------|----------------------------------------------|----------------|
| 請求できる人       | どなたでも                                        | 本人、法定代理人、任意代理人 |
| 請求方法         | 窓口、郵送、電子請求、<br>F A X                         | 窓口、郵送          |
| 請求に係る手数料     | 無料                                           |                |
| 写し等の交付に係る手数料 | 白黒 1 枚 1 0 円、カラー 1 枚 2 0 円、光ディスク 1 枚 1 0 0 円 |                |

※写し等の送付を希望する場合の送料は請求者負担となります。

- 2 公文書の公開とは、市が保有する公文書を請求に基づき公開する制度です。  
公文書によっては、ホームページや担当部署の窓口で閲覧ができる場合がありますので、まずは各担当部署へお問い合わせください。

|      |       |        |       |
|------|-------|--------|-------|
| 請求件数 |       |        | 4 2 1 |
| 決定件数 | 決定の種類 | 内容の詳細  |       |
|      | 公開決定  | 全部公開   | 1 2 5 |
|      |       | 一部公開   | 1 5 7 |
|      | 非公開決定 | 非公開    | 5     |
|      |       | 不存在    | 1 7 5 |
|      |       | 存否応答拒否 | 5     |
|      | 合計    |        | 4 6 7 |

※ 1 件の請求で複数の決定があるため、請求件数と決定件数は一致しません。

- 3 個人情報の開示等とは、市が保有する個人情報を本人等の請求に基づき開示・訂正・利用停止等をする制度です。

|      |            |        |       |
|------|------------|--------|-------|
| 請求件数 |            |        | 9 8   |
| 決定件数 | 決定の種類      | 内容の詳細  |       |
|      | 開示決定       | 全部開示   | 4 7   |
|      |            | 一部開示   | 3 5   |
|      | 開示をしない旨の決定 | 不開示    | 4     |
|      |            | 不存在    | 2 7   |
|      |            | 存否応答拒否 | 0     |
|      | 合計         |        | 1 1 3 |

※「開示等」とは「開示」「訂正」及び「利用停止等」をいいます。 2 0 2 5 年度は、開

示請求 9 8 件、訂正請求 0 件、利用停止等の請求 0 件でした。1 件の請求で複数の決定があるため、請求件数と決定件数は一致しません。

- 4 審議会等の会議の公開とは、市が開催する審議会等の傍聴や、議事録等の閲覧ができる制度です。

審議会等を開催する際は、事前に町田市ホームページ等でお知らせしております。

|             |      |       |
|-------------|------|-------|
| 開催した会議の回数合計 |      | 8 7 3 |
| 内訳          | 公開   | 1 6 5 |
|             | 一部公開 | 5     |
|             | 非公開  | 7 0 3 |

※傍聴人数は 6 8 8 人です。